各都道府県消防防災主管部長 殿 東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

平成19年春季全国火災予防運動実施要綱の取扱いについて

平成19年春季全国火災予防運動については、平成19年1月22日付け消防予第27号により各都道府県知事等あて消防庁長官から通知したところです。

本運動を展開するに当たっては、「平成19年春季全国火災予防運動実施要綱」に定める重点目標、推進項目及び住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」並びに別添「平成19年春季全国火災予防運動実施要綱の取扱いについて」に十分配慮され、地域の実情に応じた効果的な運動を展開されるようお願いします。

なお、今回、火災予防運動期間中における行事等の実施結果及び「放火火災防止対策戦略プラン」の取組み状況等について、別途通知により報告をお願いすることとします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の消防本部に対してもこの旨周知されるようお願いします。

平成19年春季全国火災予防運動実施要綱の取扱いについて

1 住宅防火対策の推進

(1) 住宅火災による死者数の急増を踏まえた住宅用火災警報器の早期設置の促進 昨今の住宅火災による死者数の急増等を踏まえた、改正消防法が平成18年6月1 日に施行され、新築住宅については住宅用火災警報器の設置が進んでいるところであ るが、住宅火災による死者数の低減という目的を踏まえ、既存の住宅についても市町 村条例で定める日を待つことなく、住宅用火災警報器を早期に設置するよう促進する ものとする。

住宅用火災警報器の設置促進に当たっては、その有効性、購入方法、適正な取り付け場所、設置後の維持管理方法等について広く周知するとともに、消防団、婦人防火クラブ及び自主防災組織等と連携協力を図りながら積極的に取り組むものとする。

また、住宅用火災警報器の設置促進に当たっては、当庁ホームページ (http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html) や住宅防火推進協議会のホームページ (http://www.jubo.go.jp/index2.html) に掲載されている情報及び各種リーフレットなどの積極的な活用を図るものとする。

(2) 住宅用火災警報器の不適正販売に係る予防策の周知

「住宅用火災警報器の悪質訪問販売に係る被害防止について」(平成17年8月9日付け消防安第177号)により、住宅用火災警報器の普及啓発を推進するとともに、住宅用火災警報器の不適正販売事案を覚知した場合、速やかに情報提供するよう周知しているところであるが、改正消防法の施行に便乗する形で、現在も多数の不適正販売事案が報告されているところである。

このような不適正販売による被害の拡大を防止するため、その具体的事案を広く周知するとともに、共同購入や地域の取扱い店情報の提供など、被害の未然防止に繋がる取組みについても、積極的な広報活動を行うものとする。

なお、不適正販売に関する注意事項等については、当庁ホームページや各種リーフレットなどに掲載されているので、積極的な活用を図るものとする。

(3) 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進

住宅火災による死者数の低減を図るためには、住宅用火災警報器の設置が最も効果的であるが、併せて家庭における出火防止や消火・避難等の対策を効果的に行うためには、安全装置が設置されている暖房器具・調理器具や消火のための住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具、住宅用自動消火装置、住宅用スプリンクラー設備などの設置が有効であることから、これらの普及についても積極的に推進するものとする。

また、これらの住宅用防災機器等の普及に当たっては、住宅防火対策推進協議会の

ホームページに掲載されている住宅用防災機器等の取扱い店リストの積極的な活用を 図るものとする。

(4) 防炎品の普及促進

家庭における出火防止対策として、寝具や衣類等の防炎製品及びカーテン等の防炎 物品の使用が有効であることから、これらの普及を積極的に推進するものとする。

また、これらの防炎品の普及に当たっては、当庁で製作した防炎品の普及啓発用ビデオ(近日中にDVDで各都道府県及び各消防本部に配布予定)、住宅防火推進協議会のホームページに掲載されている防炎品に関する情報や各種リーフレットなどの積極的な活用を図るものとする。

- (5) 消防団、婦人防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進 住宅防火の推進に当たっては、地域の消防団、婦人防火クラブ等と連携して防火訪 問を実施する等により、地域住民が主体となって組織的に広報・普及啓発活動に取り 組むものとする。
- (6) 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供

住宅防火の推進に当たっては、地域住民が日頃から接している各種のメディアを積極的かつ効果的に活用するとともに、展示会等の開催や、町内会・自治会等の公共的団体等の地域の会合を活用する等により、地域に密着した親しみやすい広報を実施するものとする。

また、広報内容については、住宅防火対策推進協議会のホームページ、パンフレット、広報用の素材集及び当庁が作成した住宅用火災警報器のCM、昨年12月から当庁ホームページ(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_0.html)にて発信を開始した「住宅防火情報」等を活用し、住宅火災の現況、住宅防火対策の必要性、具体的な対策事例及び住宅用防災機器等の普及に必要な情報を工夫して提供するものとする。

(7) 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策 の推進

一人暮らしの高齢者等で身体病弱又は要介護状態等にあるため緊急事態に自ら行動することが困難な災害時要援護者について、自主防災組織、福祉関係部局又は地域の福祉協力者等が地域単位で協力・連携して情報を把握するとともに、地域が主体となって各種対策に重点的に取り組むものとする。

具体的には、要援護者等と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や婦人防火クラブ員等に対して火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかけるものとする。

また、独居世帯、高齢者や障害者等が居住する住宅について、訪問診断を重点的に実施するものとし、その際、住宅用火災警報器の設置及び維持の必要性とその効果について特に重点的に説明を行うものとする。

2 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

(1)「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上放火されない環境づくりを推進するためには、地域住民一人ひとりが積極的に放火火災に対する注意を心がけることはもとより、関係行政機関、関係団体、事業所、町内会及び住民等地域が一体となって、一過性の対策ではなく継続的に取り組むことが重要である。実施に当たっては、「放火火災防止対策戦略プラン」(当庁ホームページにも掲載(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_6.html))を積極的に活用し、常日頃より、目標の設定、現状分析、達成状況の評価というサイクルで、地域全体の安心・安全な環境が確保されるような取組みを継続的に行い、放火火災に対する地域の対応力を向上させるものとする。

その際、関係行政機関、関係団体、事業所、町内会及び住民等がそれぞれの立場に おいて取り組むよう指導するとともに、地域特性に応じた放火防止モデル地域の設定、 学校・自治会等における対象別・環境別火災予防教育の実施や、放火火災予防診断、 座談会等の実施など地域の実情に応じた戦略プランの展開を行うものとする。

(2) 物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底

物品販売店舗においては、死角となりやすいトイレ、バックヤード等の可燃物等の整理整頓の徹底、避難経路の確実な確保、従業員や警備員による巡回の強化、放火監視機器等の設置増強など防火安全対策の徹底に努めるよう積極的に指導するものとする。

また、放火火災防止対策強化中である旨又は放火監視機器による監視中である旨の 注意喚起表示を積極的に行うよう併せて指導するものとする。

(3) 放火火災・連続放火火災による被害の軽減対策の実施

放火火災は、死角となる場所や深夜に発生することが多く、発見の遅れによって被害が拡大するおそれがあることを周知し、放火監視機器や炎感知器、消火器具等の設置を指導するとともに、必要に応じ街灯の増設、侵入監視センサー、警報器、センサー付き照明等の防火・防犯設備の設置を促進するものとする。

特に、放火が多発する地区等にあっては、可燃物を放置しない等の地域の環境整備はもとより、関係機関等との連携を図り、重点警戒を実施するなど、地域の実情に応じた効果的な対策を講じるよう指導するものとする。

また、自動車や自転車などのボディカバーに放火される例も多発していることから、 これらの防炎製品について情報提供を行い、使用を促進するものとする。

3 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

(1) 防火管理体制の充実

特定防火対象物においては、その実態に応じ、夜間において火災が発生した場合を

想定した消火、通報及び避難訓練の実施等についてきめ細やかな指導を行うとともに、 検証の徹底を図るものとする。

特に、高齢者、身体不自由者等に対する火災情報の伝達に配意した避難誘導体制の確立についての指導を行うとともに、旅館、ホテル等における防火安全対策の徹底を図るものとする。

また、自力避難困難者が入居している施設においては、近隣住民やボランティア組織との応援・協力体制の確立等を推進するとともに、小規模防火対象物においても、その実態に応じ、消火、通報及び避難訓練の実施について指導の推進を図るものとする

(2) 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底

火災が発生した場合に避難経路となる通路、階段等の管理を適切に行うとともに、 煙の拡散、延焼拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管 理の徹底を図るため、防火対象物の関係者自らが自主的にチェックする体制の整備を 推進するものとする。

また、防火対象物の関係者に消防用設備等の点検・整備の重要性を認識させ、定期 点検及び点検結果報告の徹底を図るなど、消防用設備等の適正な維持管理の徹底を図 るものとする。

(3) 防炎物品の使用の徹底及び防炎製品の使用の促進

出火又は延焼拡大の防止等のため、防炎物品の使用の徹底を図るとともに、寝具類等の防炎製品の普及を推進するものとする。

(4) 防火対象物定期点検報告制度の周知徹底

防火対象物定期点検報告については、実施率が着実に向上しているところであるが、 未だ十分ではないため、関係者に対し、本制度の趣旨、内容等の周知徹底及び報告実 施の促進を図るものとする。

また、点検報告の結果が良好でないものや点検報告未実施の防火対象物について重点的に立入検査を実施するなど、効率・効果的な違反是正の推進に努めるものとする。 なお、本制度の経過措置であった「暫定適マーク制度」が終了していること及び防火優良認定証が広く認知されている消防章を基調としたデザインに変更されていることについても、関係者に周知徹底を図るものとする。

(5) 違反のある特定防火対象物、小規模雑居ビル等に対する違反是正指導の推進

歌舞伎町ビル火災を契機として様々な対策を講じた結果、平成13年10月末には約92%であった違反率は、その後の法令改正に伴う事項を除くと平成17年12月末現在で約28%と大きく低減している。一方、防火対象物定期点検報告制度の施行及び自動火災報知設備の設置基準拡大などの法令改正に伴う新たな違反要因を含めた違反率は、減少傾向にはあるが未だ高いことから、引き続き小規模雑居ビルをはじめとした防火対象物の違反是正を推進するものとする。

また、行政指導により違反を是正しないものに対しては、警告をはじめとする違反処理を実施し、違反が全く是正されない場合や繰返し違反が行われる場合など悪質性の強いもの及び火災危険性が特に高いものについては、時機を失することなく措置命令を発動するなど必要な措置を講じるものとする。

なお、違反是正に当たっては、関係行政機関との防火安全対策等の連携を図ることが効果的であるため、「安心・安全なまちづくり全国展開プラン」(平成17年6月犯罪対策閣僚会議決定)をはじめ、「認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全対策の指導について」(平成18年1月10日付け消防予第8号)、「防火対象物の防火安全対策における建築行政機関との連携の推進について」(平成18年3月28日付け消防予第122号)等に基づき、警察機関、保健福祉部局、建築行政機関等との連携強化に努めるものとする。

(6) 認知症高齢者グループホーム等の高齢者等が入居する防火対象物における防火安全 対策の徹底

高齢者等が多数入居する防火対象物においては、ひとたび火災が発生すれば入居者は自力で避難することが困難な場合が多く、また、夜間においては職員の配置が少数であることなど、全入居者を短時間で避難させることが難しい。

これらの防火対象物においては「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会報告書の送付について」(平成18年3月31日付け消防予第135号)により送付した報告書の内容等を踏まえ、消火、通報及び避難の重要性等について啓発するとともに、必要となる消防用設備等の設置及び維持管理、火気の使用及び取扱いの適切な管理の徹底、ソファーや寝具等に防炎製品の使用を推奨する等、必要な防火安全対策の徹底を図るものとする。

(7) 避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策の徹底

陳列棚等に商品を天井近くまで高密度に高く積み上げていること等による、避難・ 消火困難な物品販売店舗においては、ひとたび火災が発生すると比較的短時間で火災 が拡大し、消火・避難が困難となり、人的、物的に多大な損害が生じる可能性が高い。 これらの防火対象物においては「避難・消火困難な物品販売店舗において講ずべき

においては「避難・消火困難な物品販売店舗において講すへき防火安全対策について」(平成17年8月9日付け消防予第190号及び消防安第178号)等を踏まえ、放火防止対策の推進、初期消火のための設備及び避難施設等の維持管理の徹底、違反是正の取組みの強化等、必要な防火安全対策の徹底を図るものとする。

4 林野火災予防対策の推進

(1) 林野周辺住民、入山者等の防火意識のかん養

林野火災の出火原因としては、たき火、たばこ及び火入れによるものが過半数を占めているが、この時季は、春を迎えての火入れの開始、入山者の増加等が見込まれる

ことから、林野周辺住民、入山者等の防火意識のかん養を図るものとする。

(2) 火災警報発令中における火の使用制限の徹底

消防法第22条第3項の規定に基づき、火災に関する警報が発せられたときは、火入れ・たき火の禁止等、火災予防条例に定める火の使用制限の徹底を図るとともに、監視及び広報パトロールを強化するなどして出火防止に努めるものとする。

(3) 火入れに際しての手続き等の徹底

火入れの相談があった場合又は情報を入手した場合は、関係行政部局と連携を密にし、関係者に対して森林法(昭和26年法律第249号)第21条第1項本文に規定する市町村長の許可を受けて、その指示に従うよう指導するとともに、火災予防及び火災の警戒上必要な措置について徹底を図るよう指導するものとする。

(4) 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

林野所有者等に対し、林野の適切な管理及び監視活動の徹底を図るよう指導を強化するとともに、林業関係者と連携を密にし、地域の実情に即した火災予防対策を講じるよう努めるものとする。

5 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

(1) 火災予防広報の実施

乾燥時及び強風時には、火災発生危険が大きいこと並びにいったん火災になると大火となる危険性が大きいこと等をテレビ、ラジオ、新聞、広報誌等の各種媒体を通じて、地域住民に十分周知・理解されるよう効果的な広報活動を展開するものとする。

(2) たき火等を行う場合の消火の準備及び監視の励行

たき火、軽微なごみ焼却等を行う場合には、周囲に可燃物のない場所で消火バケツ 等の消火用具を備えて実施するとともに、完全に火が消えるまで目を離さないよう広 く呼びかけるものとする。

また、強風時には、たき火等を行わないよう周知徹底を図るものとする。

(3) 火気取扱いにおける注意の徹底

この時季は、わずかの火源から火災となることが多いので、火気の取扱いには細心の注意を払うよう、あらゆる機会を通じて呼びかけるものとする。特に、たき火の不始末、火のついたたばこの吸殻の投げ捨て、野焼きの拡大、子供の火遊びなどによる火災が多く発生していることから、注意を徹底するよう指導するものとする。

(4) 工事等における火気管理の徹底

工事中は、溶接機、切断機などの使用に伴う接炎や火花の飛散等により火災が発生

しやすいことから、これらの機器を使用する場合においては、付近の可燃物の除去等の措置及び作業後の点検の励行等について、工事関係者に対する指導を徹底するものとする。

6 車両火災予防運動の推進

平成17年の車両火災の原因をみると、放火及び放火の疑いによるものが全体の22.6%を占めていることから、車両火災の防止と被害の軽減を図るため、防炎製品のボディカバーの使用等について普及促進を図るものとする。

また、駅舎等における防火安全対策の徹底を図るため、初期消火、通報及び避難訓練の実施等について、鉄道関係者に対する指導を行うものとする。

7 地域の実情に応じた重点目標の取扱い

火災予防運動の実施に当たっては、上記のほか、地域における火災発生状況、火災特性、消防事情等に配慮し、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を展開するものとする。

(1) 地域における防火安全体制の充実

- ア 消防団、婦人防火クラブ及び自主防災組織の整備充実
- イ 在日外国人に対する火災予防広報の実施

(2) 震災時における出火防止対策等の推進

- ア 阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえた出火防止対策等に係る啓発活動の推進
- イ 火気使用設備・火気使用器具及び電気器具の特性を踏まえた出火防止対策等の推進
- ウ 自主防災組織等と連携した地域の防火安全対策の推進

(3) 大規模産業施設の安全確保

- ア 当該施設の実態把握
- イ 当該施設で取扱う危険性物品(廃棄物の処理・加工品を含む。)の把握
- ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底

(4) 電気火災予防対策の推進

- ア 電気配線の適切な維持管理
- イ 老朽化した電気器具や電気配線の交換の推進
- ウ 電気器具、電気配線の正しい使用の徹底

- (5) 消火器の適切な維持管理
 - ア 消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の再確認
 - イ 老朽化消火器の一斉回収等による適切な回収の推進

8 その他

- (1)「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」(別紙参照) については、従来から住宅における出火防止のため、国民が特に留意すべき事項として定め重点的に広報してきたものであり、一般的な防火意識の高揚を図るために、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用するものとする。
- (2)「温風暖房機の事故に係る注意喚起について」(平成17年12月21日付け消防予第401号)の別紙2に示す製品について、平成18年11月末現在、未だ約4万8,000台(全体の31.4%)の製品が不明であることから、引き続き地域住民への当該機器の危険性の周知徹底等を図るため、本運動中に実施する訪問診断等の機会を有効に活用するものとする。
- (3)「エアゾール式簡易消火具の不具合(破裂事故)に係る注意喚起について」(平成17年7月1日付け消防予第135号)、「エアゾール式簡易消火具の取扱い等に係る注意喚起の徹底について」(平成17年7月7日付け事務連絡)及び「エアゾール式簡易消火具の不具合(破裂事故)の原因調査結果及び取扱い等に係る注意喚起について」(平成18年3月1日付け消防予第88号)により、エアゾール式簡易消火具の取扱いに係る注意喚起をお願いしたところですが、今後も破裂事故の発生するおそれがあることから、引き続き取扱いに関する一般的注意事項等について、本運動中に実施するイベント等の機会を有効に活用し注意喚起を行うものとする。
- (4) 去る1月20日に発生した兵庫県宝塚市のカラオケボックス店火災の教訓を踏まえ、類似火災の発生を防止するために、「カラオケボックスに係る防火対策の状況の再点検実施について」(平成19年1月23日付け消防予第30号)により、カラオケボックスにおける防火対策の状況について再点検を行うよう通知したところである。本運動時においても、実施要綱に掲げる重点目標「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」に基づき、引き続きカラオケボックスにおける防火安全対策の徹底を図るよう努めるものとする。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント -3つの習慣・4つの対策-

3つの習慣

- ○寝たばこは、絶対やめる。
- **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防炎品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。